

居宅介護支援重要事項説明書

事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

(1) 事業者（開設者）	公益社団法人 宮城県看護協会
(2) サービス提供事業所	公益社団法人 宮城県看護協会栗原訪問看護ステーション
(3) 所在地	栗原市築館伊豆二丁目7番17号
(4) 電話番号	0228-24-8226
F A X	0228-24-8183
(5) 所長名	千田 麻美
(6) サービスの内容	居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、居宅介護支援に関する相談
(7) サービス実施地域	栗原市全域 登米市石越町 登米市迫町 大崎田尻 大崎市岩出山真山地区 大崎市古川清滝地区 一関市花泉
(8) 指定居宅介護支援事業所指定年月日	平成12年4月1日 (事業所番号 第0461390015号)

2. 事業所の目的と基本方針

(1) 目的

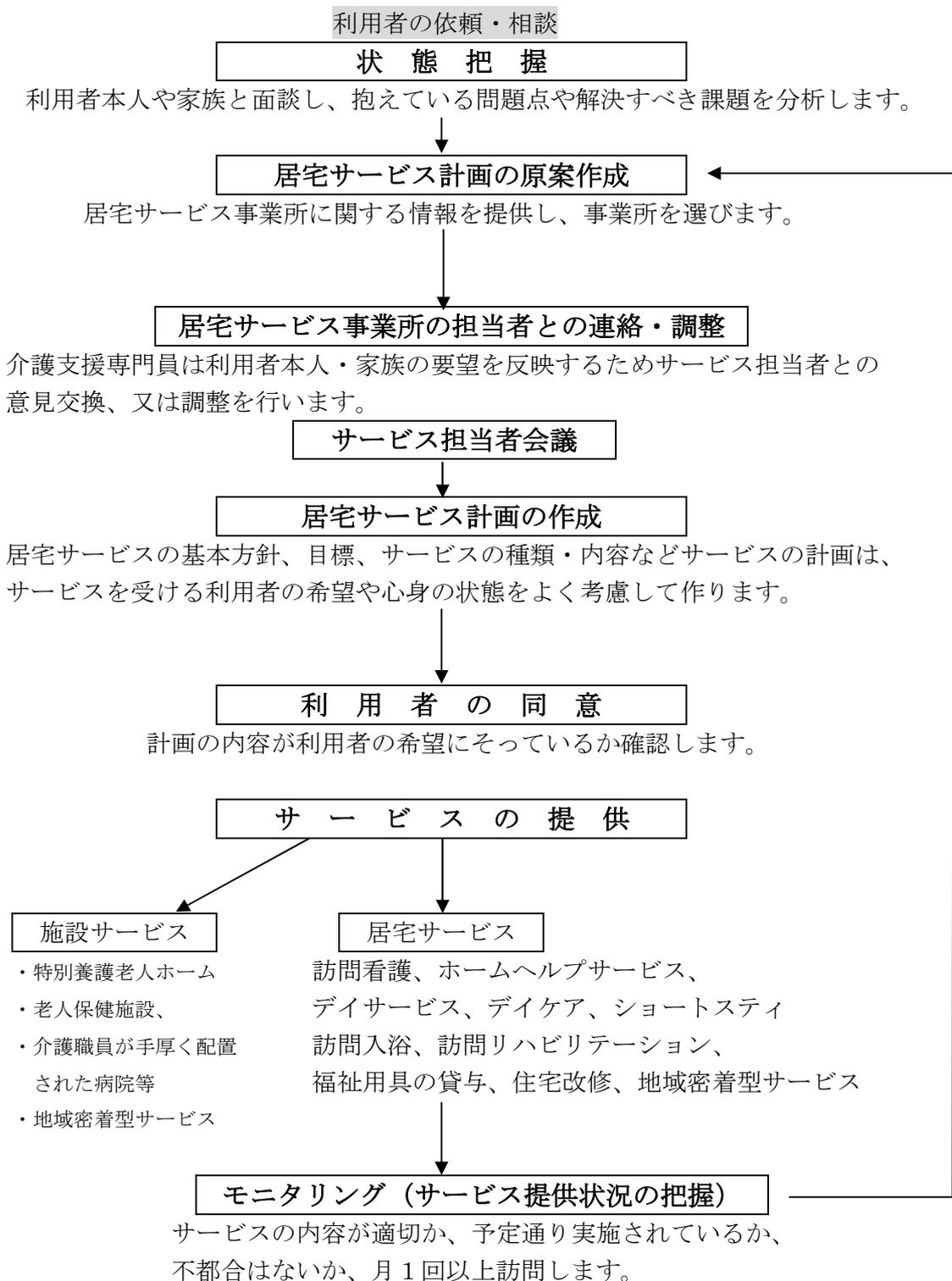
介護を必要とする方々が安心して、能力に応じて自立した日常生活ができるよう、保健師又は看護師等の資格を有する介護支援専門員（ケアマネージャー）が、熱意をもって利用者の立場に立った居宅サービス計画（ケアプラン）を提供します。

(2) 基本方針

- 1) 利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。
- 2) 利用者の心身の状態や生活環境に応じた、適切なサービス提供が行えることを目指します。
- 3) 利用者が適切なサービスを選択できるよう、複数の居宅サービス事業所等の情報提供や紹介、及び当該事業所がケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることが可能であること等、利用者又は家族に対し説明を行います。
- 4) 特定のサービスや事業所にかたよらないように公平な支援を行います。
- 5) 市町村や主治医、介護サービス事業者との協力、連携に努めます。

3. サービスの内容

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



4. サービスの利用割合

当事業所におけるケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月～金（土曜、日曜、国民の祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	月～金 8時30分～17時15分 但し、緊急時はこの限りでない。 緊急連絡先（090-4479-6755）

6. 利用料金

- (1) 居宅介護支援費は、介護保険から給付されますので、利用料負担はありません。
ただし、サービス実施地域以外では、交通費が1km 30円 かかります。
(実施地域を越えた時点からの往復距離)

居宅介護支援費			
	要介護1、2	10,860円/月	
	要介護3、4、5	14,110円/月	
初回加算 3,000円/月			
	①新規に居宅サービス計画を作成する場合		
	②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合		
	③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		
入院時情報連携加算			
	病院又は診療所に入院するにあたり、病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を、病院又は診療所の職員に対して情報を提供した場合。		
	入院事情連携加算（Ⅰ）	2,500円/月	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/月	
退院・退所加算			
	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。		
	退院・退所加算（Ⅰ）	退院・退所加算（Ⅱ）	退院・退所加算（Ⅲ）
イ	4,500円 情報提供は、カンファレンス以外の方法で1回	6,000円 情報提供は、カンファレンス以外の方法で2回以上	
ロ	6,000円 情報提供は、カンファレンスにより1回	7,500円 情報提供は、2回 うちカンファレンスは1回以上	9,000円 情報提供は、3回以上、 うちカンファレンスは1回以上

通院時情報連携加算	500円/月
<p>利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。</p>	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/月
<p>利用者の病状の急変した場合等に、病院または診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。1月に2回を限度とする。</p>	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
<p>在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している事業所として終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握し同意を得たうえで死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治医、居宅サービス計画に位置付けた事業者を提供した場合。</p>	

7. 職員体制

職 種	職 員 数
管理者（主任介護支援専門員）	1名（専任）
事 務 員	2名（兼任2名）

8. 秘密保持

利用者やご家族に関する個人情報は、どんな場合においても他に漏らすことはありません。

ただし、サービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いる場合はあらかじめ文書で同意を得ます。

9. 事故発生時の対応

(1) 居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに本人と家族に連絡を取るとともに、必要な措置を講じ市町村に連絡します。

(2) 居宅介護支援サービスの提供に伴い発生した事故に関し、事業者の責任によって損害を与えた場合には必要な措置を講じ、損害を賠償します。

ただし、事業者の故意、過失のなかった場合はこの限りではありません。

10. 苦情対応窓口

苦情やご相談は以下の窓口でお受けしますので、お気軽にご相談下さい。
例えば、次のような苦情に迅速に対応します。

- ・当事業所の居宅サービス計画に関すること。
- ・介護保険で利用する居宅サービス事業所に関すること。
- ・市町村の保険料、介護認定等の制度に関すること。

なお、市町村担当窓口、国民健康保険連合会でも受け付けています。

- 当事業所の苦情受付担当者 千田 麻美
TEL 0228-24-8226
FAX 0228-24-8183

- 栗原市役所 市民生活部 介護福祉課
住 所 栗原市築館薬師一丁目7番1号
電話番号 0228-22-1350

- 築館総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市築館伊豆二丁目6番1号
電話番号 0228-22-1111
- 若柳総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市若柳字川南戸ノ西4番地
電話番号 0228-32-2121
- 栗駒総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地
電話番号 0228-45-2111
- 高清水総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市高清水中町39番地
電話番号 0228-58-2111
- 一迫総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市一迫真坂字清水田河前5番地
電話番号 0228-52-2111
- 瀬峰総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市瀬峰長者原37番地2
電話番号 0228-38-2111
- 鶯沢総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市鶯沢南郷辻前74番地1
電話番号 0228-55-2111
- 金成総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市金成沢辺町沖200番地
電話番号 0228-42-1111
- 志波姫総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市志波姫沼崎南沖452番地
電話番号 0228-25-3111

○花山総合支所 市民サービス課
住 所 栗原市花山字本沢北ノ前77番地
電話番号 0228-56-2111

○ 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
住 所 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館6階
電話番号 022-222-7700

11. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。
- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) サービス提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

12. その他運営に関する重要事項

*事業所より提供終了を申し出る場合

ご本人、ご家族が故意または重大な過失により事業所もしくは担当の介護支援専門員の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合又は行うことが予測される場合には、直ちに契約を解除します。（具体的には、暴力や暴言、強要を行った場合等）

13. 居宅サービス計画の変更

利用者は、いつでも居宅サービス計画の変更を求めることができます。

14. 居宅介護支援契約の解約

利用者は1ヶ月前までに申し出があれば、居宅介護支援の契約を解約できます。

令和 年 月 日

〒987-2216

栗原市伊豆二丁目7番17号

TEL 0228-24-8226

公益社団法人 宮城県看護協会 栗原訪問看護ステーション

説明者職名・氏名

居宅介護支援重要事項について説明を受け、サービスの提供を受けることに同意します。
(サービス利用者)

住所 _____

氏名 _____

(署名代行者)

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

署名代行の理由 _____